

平成 29 年 第 2 回 定 例 会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成 29 年 6 月 13 日 開会

平成 29 年 6 月 19 日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成29年第2回鳴沢村議会定例会会議録

平成29年6月13日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	佐藤博水	10番	欠員

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺一博
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 渡辺 積
振興課長 木暮富人 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博
議会事務局書記 渡辺和彦

7、会議事件

報告第1 号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告
報告第2 号平成28年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

- 報告第 3 号平成 28 年度鳴沢村国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 報告第 4 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告
- 議案第 23 号鳴沢村副村長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件
- 議案第 24 号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 25 号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 26 号鳴沢村村道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 27 号鳴沢村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 28 号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 29 号鳴沢村情報公開条例等の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 30 号平成 29 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 31 号平成 29 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 32 号平成 29 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 33 号平成 29 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 4 号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件
- 同意第 5 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件

- 同意第 6 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
- 同意第 7 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
- 同意第 8 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
- 同意第 9 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
- 同意第 10 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
- 同意第 11 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
- 同意第 12 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
- 同意第 13 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
- 同意第 14 号 鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件
- 同意第 15 号 鳴沢村副村長の選任に同意を求める件

8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 1 号 第一区・第二区からの陳情及び回答の報告
- 日程第 5 報告第 2 号 平成 28 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第 6 報告第 3 号 平成 28 年度鳴沢村国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第 7 報告第 4 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告
- 日程第 8 議案第 23 号 鳴沢村副村長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 24 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 10 議案第 25 号 鳴沢村道路法施行条例の一部を改正す

る条例を定める件

- 日程第 1 1 議案第 2 6 号鳴沢村村道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 2 議案第 2 7 号鳴沢村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 3 議案第 2 8 号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 4 議案第 2 9 号鳴沢村情報公開条例等の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 5 議案第 3 0 号平成 2 9 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 6 議案第 3 1 号平成 2 9 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 7 議案第 3 2 号平成 2 9 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 8 議案第 3 3 号平成 2 9 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 9 一般質問

◎議長挨拶

議長（佐藤博水君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第2回定例会開会に先立ちまして、ご挨拶申し上げます。

本日ここに平成29年第2回鳴沢村議会定例会へのご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、平素より議会活動に当たりまして温かいご理解とご協力、ご支援をいただいておりますことに対し、あわせて厚く御礼申し上げます。

6月の衣がえとなってから間もない7日には、四国、中国、近畿、東海、関東甲信地方が梅雨入りしたと見られるというふうには発表がありました。しかし、梅雨らしき雨もなく、農家の皆さんたちは乾きにやきもきしていることと思います。

今後うっとうしい日々が続く中、近年は異常な気象が続き、気温の上昇等も予想されます。体調管理にはくれぐれも注意され、さらに議員活動に励まれるようお願いをいたしたいと思っております。

さて、今回定例会の議案につきまして、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。

なお、クールビズですので、上着は自由といたします。

開会 午前9時31分

議長（佐藤博水君） ただいまから平成29年第2回鳴沢村村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（佐藤博水君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、おはようございます。

平成29年第2回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、議員さん全員の参会のもと開会できますことに敬意を表させていただきます。

先ほど議長さんからもお話がありましたが、鳴沢村でも春先からの降雨の少なさと、関東甲信地方の梅雨入りとはいえ雨が少なく、農作物も心配になり、水やり等苦心しておりますが、急激な乾燥や豪雨もほどほどに願いたいものです。また、梅雨や台風の季節が到来するわけですが、いろいろな面で災害がなく、収穫ができることを願うものでもあります。

さて、私事ですが、6月1日より山梨県町村会長を拝命し、会長職も皆さんのご指導のもとに遂行させていただいております。先月の臨時議会で、皆様のご理解で副村長さんを置く条例を定めていただきました。今議会で副村長を含む人事案件12件、補正予算4件、条例及び条例改正7件、報告3件を上程する予定です。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。よろしく願いいたします。

議長（佐藤博水君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤博水君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

三浦直樹君、渡辺圭一君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（佐藤博水君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、5月12日に第1回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣について、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、平成29年第1回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 三浦利雄君。

議会運営委員長（三浦利雄君） 7番 三浦利雄。報告いたします。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成29年第1回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月2日午前11時及び5日午後3時より、議員控室において

委員会を招集いたしました。

両日ともに、委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、6月2日の委員会で申し合わせた事項については、次の8項目です。

1、会期は本日より6月19日までの7日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は、配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、報告第2号及び報告第3号の2件を一括議題とすること。

4、議案第28号及び議案第29号の2件を一括議題、一括採決とすること。

5、議案第30号から議案第33号までの4件を一括議題、一括採決とすること。

6、同意第5号から同意第14号までの10件を一括議題、一括採決とすること。

7、一般質問通告日時は、6月5日正午までとすること。

8、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上であります。

次に、6月5日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、5日正午に通告が締め切られた5名5件の一般質問通告書の取り扱いについては、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 総務教育厚生常任委員長 小林昭一君。

総務教育厚生常任委員長（小林昭一君） 4番 小林昭一。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成29年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月8日午後3時30分より委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、今年度の委員会活動の内容について及び委員会の閉会中の継続調査の申し出についての2件です。

総務教育厚生常任委員会では、住民との意見交換等、住民の声を聞くことをテーマに活動をしており、委員構成は変わりましたが、今後もその方針を踏襲することとし、今年度の活動内容についての協議を行いました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

建設産業経済常任委員長（三浦直樹君） 1番 三浦直樹。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成29年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月8日午後1時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため総務課長、振興課長、振興課担当職員、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、平成29年度に予定している道路工事等について及び委員会の閉会中の継続調査申し出についての2件です。

会議では、振興課より、平成29年度に実施を予定している4件の村道改良工事を初め、2件の水道工事及び1件の農道整備工事についての概要や工事金額等の説明を聴取いたしました。

また、最終日に開催予定の議員協議会に先立ち、鳴沢村公共施設等総合管理計画の概要について総務課より説明を受けました。

最後に、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 広報常任委員長 小林清一君。

広報常任委員長（小林清一君） 3番 小林清一。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成29年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月17日の本会議において議決された件について報告であります。

4月24日午後1時30分及び6月8日午後2時20分より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

4月24日は委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記

の出席がありました。6月8日は委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、まず、4月24日が、なるさわ議会だより第28号（案）について及び次号議会だより掲載予定の追跡レポートについて並びに委員会の閉会中の継続調査申し出の件の3件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第28号について、レイアウト、記事内容等について協議し、先月5月1日に全戸配布いたしました。

また、次の議会だよりに掲載する追跡レポートについて、これまでに行われた一般質問のその後の執行部の対応を追跡調査した記事を2件掲載すること、また、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましても、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

次に、6月8日が、委員の役割分担等について及び今後の掲載企画についての2件です。

会議では、委員会の委員構成が変更されたことに伴い、議会だより作成にかかわる委員の役割分担を協議し、また、今後の議会だよりの新たな掲載企画について協議いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（佐藤博水君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの7日間といたし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの7日間と決定しました。

◎日程第4 報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告

議長(佐藤博水君) 日程第4、報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長(渡辺一博君) 報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答の報告についてご報告いたします。

鳴沢村第一区より平成29年5月18日付、鳴沢村第二区より平成29年4月7日付で平成29年度の陳情を受けました。担当課による現地調査等を踏まえ、また課長会議での協議を行い取りまとめた結果を、別紙のとおり、第一区に平成29年5月29日付、第二区に平成29年4月26日付で回答しましたので、ご報告いたします。

以上で報告第1号の報告を終わります。

議長(佐藤博水君) 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の報告を終了いたします。

◎日程第5 報告第2号平成28年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

◎日程第6 報告第3号平成28年度鳴沢村国民健康保険特

別会計繰越明許費繰越計算書の報告

議長（佐藤博水君） 日程第5、報告第2号平成28年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び日程第6、報告第3号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 報告第2号平成28年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び報告第3号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成28年度事業の一部を平成29年度へ繰り越すために、昨年（平成27年度）の第4回定例会並びに本年（平成28年度）第1回定例会において議決していただいた繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものであります。

昨年（平成27年度）の第4回定例会並びに本年（平成28年度）第1回定例会において、一般会計が2事業、総額1,803,000円、国民健康保険特別会計が1事業、1,761,000円を繰越明許費として議決していただいておりますが、全額を繰り越いたしました。

事業の内訳は、一般会計が公会計整備事業1,512,000円、戸籍住民基本台帳事務諸費291,000円、総額1,803,000円、国民健康保険特別会計が国民健康保険運営事務諸費1,761,000円となっており、これらの財源として、一般会計が国庫支出金の個人番号カード交付事務費補助金291,000円、一般財源1,512,000円、国民健康保険特別会計が既収入特定財源の一般会計繰入金1,761,000円を繰り越いたしました。

いずれの事業も、さまざまな要因により平成28年度内では執

行が困難となったため、繰越明許としたものですが、鋭意、計画的に事業執行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で報告第2号及び報告第3号について報告を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で報告第2号及び報告第3号の2件の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

◎日程第7 報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の 状況の点検並びに評価の報告

議長（佐藤博水君） 日程第7、報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。教育長。

教育長（渡辺千秋君） 報告第4号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告についてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成28年度についての教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行いましたので、同条同項の規定により報告するものであります。

表紙の次が評価の報告書です。

評価項目については、鳴沢村第4次長期総合計画の基本計画の施策に基づき、教育委員会の活動についての評価、教育委員会が管理・執行することについての評価、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についての評価を大項目として分類し、さらに、各項目を中項目、小項目に分類して3段階評価を行っております。

評価項目、評価内容、今後の方針等については、教育委員の意見も参考にしております。

以上で報告第4号についての報告を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の報告を終了いたします。

◎日程第8 議案第23号鳴沢村副村長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第8、議案第23号鳴沢村副村長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺一博君） 議案第23号鳴沢村副村長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、副村長を設置する際に必要となる関係条例の整備を行うものであります。

第1条をごらんください。

第1条は、村長の給与及び旅費条例の一部改正で、新たに副村長の給与及び旅費について定めるものであります。

改正点は、まず、条例の名称である「村長の給与及び旅費条例」を「村長等の給与及び旅費条例」に改め、総則、第1条中「村長」を「村長及び副村長（以下「村長等」という。）」に改めるものであります。

以降、第2条から第8条中「村長」とあるものを「村長等」に

改正するものであります。

また、別表第1に副村長の給料額を追加し、月額を49万円にするものであります。

なお、この副村長の給料月額につきましては、本年5月17日に特別職報酬等審議会が開催され、審議会から答申された給料月額であります。

続きまして、第2条をごらんください。

第2条は、鳴沢村地震災害警戒本部条例の一部改正であります。

改正点は、組織、第2条第3項中「総務課長」を「副村長」に改め、副本部長は副村長の職にある者を充てるとするものであります。

続きまして、第3条をごらんください。

第3条は、鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。

改正点は、定義、第2条第1号中「村長、」を「村長、副村長及び」に改め、副村長につきましても本条例に適用できるように改正するものであります。

また、別表中「教育長」を「副村長、教育長」とし、副村長の日当、宿泊料、食卓料を定めるものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

2ページの期末手当ですけれども、失職、解職した者にも付与される、これちょっと説明をお願いいたします。

議長（佐藤博水君） 総務課長。

総務課長（渡辺一博君） すみません、もう一度お願いします。

8番（小林利雄君） 2ページの第6条で、失職した者、解職した者にも同様に期末手当が出る、これはどういう想定ですか。この内容、ちょっと一般的には理解しにくい。

総務課長（渡辺一博君） 全額ではなく多分、もう少し調べさせていただきますたいですが、その日まで、退職した日までが出るということ、丸々出るということではないと。任期が満了をし、その後に退職とか失職した場合ということで、任期中ということではないと。そういう解釈でいいと思いますが。

8番（小林利雄君） はい。

議長（佐藤博水君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第24号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第9、議案第24号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（木暮富人君） 議案第24号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

平成27年9月4日に農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、本条例についても改正するものです。

主な改正点をご説明申し上げます。

2ページ及び4ページを交互にごらんください。

2ページが別記1の改正前、4ページが改正後となっております。

農業委員の報酬額について、2ページの「月額、長、13,900円」を4ページの「会長、基本給、月額、13,900円。能率給、予算の範囲内で村長が定める額」に、2ページの「委員、8,800円」を4ページの「委員、基本給、月額、8,800円。能率給、予算の範囲内で村長が定める額」にそれぞれ改めます。

この能率給は、農業委員会の積極的な活動を推進するため、担い手への農地集積・集約化の推進活動や遊休農地の発生防止・解消活動等の農地利用の最適化に向けた活動を実施した農業委員会を対象に、国から交付される農地利用最適化交付金を財源

として、委員に対し報酬として支払うものです。

国から交付される農地利用最適化交付金について補足説明させていただきます。

年度当初に農業委員会が山梨県に対し、農地利用最適化交付金事業実施計画を提出し、年間を通して計画に沿った農地集積・集約化等の活動を行います。

年度末、事業が完了後に農地利用最適化交付金事業完了報告書を山梨県に対し提出し、この結果により国から交付金が交付されるものでございます。

1 ページにお戻りください。

第5条第2項に新たに「農業委員会の会長、委員の能率給の支給方法については、規則で定める。」を追加するものです。

以上について、附則としてこの条例は平成29年7月20日から施行するものです。

以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第10 議案第25号鳴沢村道路法施行条例の一部を
改正する条例を定める件**

議長(佐藤博水君) 日程第10、議案第25号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長(木暮富人君) 議案第25号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令が本年1月に公布、4月1日より施行されたことに伴い、本条例についても改正するものです。

主な改正点をご説明申し上げます。

4ページをごらんください。

条例第7条関係の別記1について、占用物件の種別ごとに占用料を改正するものでございます。

種別が多いため各種別ごとの説明は省略させていただきますが、上位法令である道路法施行令の一部を改正する政令において、平成27年度に行われた固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた額が改正されたもので、同命令に準拠して村条例を規定していることから、今回改正するものでございます。

以上について、附則としてこの条例は公布の日から施行し、本

年4月1日に遡及して適用するものです。

以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第11 議案第26号鳴沢村村道の構造基準等を定める
る条例の一部を改正する条例を
定める件

議長（佐藤博水君） 日程第11、議案第26号鳴沢村村道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（木暮富人君） 議案第26号鳴沢村村道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令が本年2月に公布、施行されたことに伴い、本条例についても改正するものです。

主な改正点をご説明申し上げます。

12ページをごらんください。

最上段の左から2番目「サービス・エリア又は駐車場から本線への入り口（117の2）」を新設し、あわせてその右側の登坂車線の番号を「117の2-A」から「117の3-A」に、「117の2-B」を「117の3-B」に改めます。

また、2段目右側の「高速道路番号（118の3）」を新設し、あわせて最下段の総重量限度緩和指定道路の「118の3-A」を「118の4-A」に、「118の3-B」を「118の4-B」に、その右側の高さ限度緩和指定道路についても「118の4-A」を「118の5-A」に、「118の4-B」を「118の5-B」に改めるものでございます。

いずれも村道で使用する道路標示ではありませんが、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に準拠して村条例を規定していることから、今回改正するものです。

なお、3ページから6ページについては、先ほど説明した標識番号の変更に伴い字句を修正するものです。

以上について、附則としてこの条例は公布の日から施行し、本年4月1日に遡及して適用するものです。

以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第27号鳴沢村地域包括支援センターの
人員及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例
を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第12、議案第27号鳴沢村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（三浦寿得君） 議案第27号鳴沢村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。改正内容としましては、引用法令の字句の改正であります。

議案の1ページをごらんください。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改め、第4条第1号中、ウの主任介護支援専門員に関する定義を2ページのとおり改正するものであります。

附則として、施行期日は公布の日からといたします。また、経過措置といたしまして、改正後の第4条第1号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する主任介護支援専門員を含むものといたします。

以上で議案第27号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第13 議案第28号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第14 議案第29号鳴沢村情報公開条例等の一部を改正する条例を定める件

議長(佐藤博水君) 日程第13、議案第28号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第14、議案第29号鳴沢村情報公開条例等の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(渡辺一博君) 議案第28号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例及び議案第29号鳴沢村情報公開条例等の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、所要の改正を行う必要があるものであります。

改正内容についてご説明させていただきますが、引用規定の整理や字句を変更するものなどの条項につきましては、割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

主な改正内容といたしましては、議案の1ページ目をごらんいただき、新旧対照表をごらんください。

第2条第1項第2号中、個人情報についての記述を具体的な記述の一文に改正し、そのほか語句の整理を行うものであります。

続きまして、22ページをごらんください。

第32条第1項第2号中「又は情報提供者」を「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改正するものであります。

なお、附則として、施行日は公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第29号の鳴沢村情報公開条例等の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第28号と同様に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、所要の改正を行う必要があるものであります。改正内容についてご説明させていただきますが、議案第28号と同様に、引用規定の整理や字句を変更するものなどの条項につきましては、割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

主な改正点といたしましては、議案の1ページ目をごらんいただき、新旧対照表をごらんください。

第5条第1項の第2号中「記述等」の後に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）」を追加し、改正するものであります。

なお、附則として、施行日は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第28号及び議案第29号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 討論なしと認めます。

これより議案第28号及び議案第29号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号及び議案第29号は原案のとおり決定しました。

◎日程第15 議案第30号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)

◎日程第16 議案第31号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

◎日程第17 議案第32号平成29年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)

◎日程第18 議案第33号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(佐藤博水君) 日程第15、議案第30号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)から日程第18、議案第33号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1

号)までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第30号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）から議案第33号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに1,875万円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を27億8,467万5,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、職員の人事異動等及び副村長設置に関する人件費の増を初め、介護保険特別会計繰出金75万6,000円、議会運営事業45万1,000円、景観形成事業40万円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、前年度からの繰越金1,807万6,000円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成29年度予算と、平成28年度から平成29年度に繰越明許させていただいた予算の総額は、27億8,823万9,000円となります。

鋭意、事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第30号から議案第33号の提案理由の説明を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第33号

までの4件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第19 一般質問

議長（佐藤博水君） 日程第19、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

小林清一君からの「村内産業の育成について」の質問を許します。3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 3番 小林清一です。

質問事項、村内産業の育成の件について。

総合戦略で掲げてある村内産業の創業者に対する支援について、具体的にその対象候補が上がっているか。また、上がっていれば、行政として具体的にどのような支援を行っているか。現状をお答え願いたいと思います。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林清一議員の質問にお答えしますが、私より精通している企画課長に答弁をお願いいたします。

議長（佐藤博水君） 企画課長。

企画課長（渡辺安司君） 小林清一議員の質問に対しまして、私のほうからお答えさせていただきます。

村内産業の育成についてという質問でございます。内容といたしましては、創業者、会社を起こす方への支援策はどのように行っているかという質問かと思えます。

まず、総合戦略の基本目標といたしまして、「産業を育成し、雇用を創設する」という目標がございます。その施策といたしまして村内産業の育成が位置づけられております。

この背景といたしましては、日本全体で法人の廃止数が多くなっておりまして、創業、会社を起こす数を上回っております。

衣食住の基本的な働く場所が減少している状況でございます。このため、総合戦略では、人口減少ですとか地域経済の縮小を最小限に抑えるよう、持続的に一定の成長をしていく、こういった地域を目指し、総合戦略を策定いたしました。

この総合戦略におきましては、平成31年度までに、新たに村内で会社をつくりたいという方につきましては2件、2つの法人を支援していくという目標がございます。今現在こういった支援を希望する法人はございません。

村では、中小企業の支援といたしまして、商工会法で定められております河口湖商工会と協力いたしまして、事業を実施しております。現在、商工会では、経済産業省より承認をいただいた創業支援策を強化しております。これは、ことし4月の新規事業でございますが、新たに創業したい人が特定創業支援事業者として計画書を作成した場合、経営ですとか販売、財務、このような研修を約6時間受講いたしまして、特定創業者と認定された場合、有利な支援を受けられる制度がございます。

3つありまして、まず、1点目といたしましては、会社を設立するときに登記いたしますが、その登録免許税を減免するというものがあります。2つ目としまして、無担保の信用保証の枠がございます。通常1,000万円が1,500万円に増額ということがあります。また、3点目といたしましては、自己の資金がゼロ円の場合でも、日本政策金融公庫の融資が可能というような事業を行っております。

今後も引き続きまして、本村と河口湖商工会が協力いたしまして、金融ですとか税務、または労働というような支援を実施してまいります。ぜひ役場窓口、また河口湖商工会に相談に来ていただきまして、各種の事業をご利用していただくことが必要になってくるかと思っております。

以上で小林清一議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 産業といっても非常に分野が広いと思います。特に鳴沢としての産業の中で、どのような産業を重点的に考えていくかというようなことも今、提案されているんじゃないかと思います。

そのような中で、特に進め方とすれば、村民の意見、アイデアの募集とか、あとは近隣情報、近隣との連携情報、この辺をつかみながら、鳴沢独自の育成ということもあります。この辺を一点一点進めていくことが大変大切かなと。

5年というのは非常に短いと思います。このような中でこういう産業を興すというのは、非常に大変な作業じゃないかと思います。ぜひその辺も加味しながら進めていただきたい。もし有望な産業とか、今、企画として行おうとしている産業等があれば、その辺が決まっていれば教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤博水君） 企画課長。

企画課長（渡辺安司君） ここ何年か前の1つの例といたしまして、農協の加工部が樹型の里という組織をつくりまして、法人格を有して現在活動を行っております。

こういった農業を中心としている本村でありますので、このように新たに、新規に農産物の加工ですとか、また、新たな商品開発に励んでいただくような会社組織、また立ち上がっていただければ、村のほうも支援をしていきたいと思っております。

あくまでも中小企業の支援ということですので、皆様にはそのような開発をまたご相談いただきたいと思っております。

以上です。

3番（小林清一君） 以上、終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で小林清一君の一般質問を終わります。

次に、「道の駅を中心とした観光拠点の整備計画について」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 5番 渡邊政司。

道の駅を中心とした観光拠点の整備計画について、村長に伺います。

鳴沢村はこれから観光シーズンを迎え、観光客が増加する季節となります。富士山周辺は多くの人を訪れる観光地であり、ほとんどの人は車で訪れます。

しかし、過ごしやすいこの時期には、車中泊をして長期間、道の駅に車をとめる人も見受けられ、駐車できるスペースが制限されることがあります。駐車場が混雑していれば、この鳴沢村の道の駅を目指してきた人も諦めて素通りしていくこととなります。観光客がふえなければ、道の駅の販売も伸びません。現在、魔王天神社や五湖台までの登山道整備を計画していますが、整備完了後には道の駅に車を長時間とめる人もふえていきます。

駐車場の渋滞緩和策としては、道の駅の北側の屋坪の自然公園法の規制のかからない場所に駐車場やキャンプ場を設けて、長期滞在者を誘導し、道の駅の駐車場を有効に活用することが考えられます。道の駅駐車場の渋滞緩和による観光客の増加と、観光にかかわる新たな雇用も期待できます。インバウンド観光により観光客が増加している中、新たな雇用を創出する大きなチャンスと捉えます。

車中泊等で長期間道の駅にとめる人への対策と、渋滞緩和策として駐車場を広げる計画はありますか。

また、道の駅を中心とした観光拠点の整備計画はありますか。

以上、お願いします。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の道の駅を中心とした観光拠点の整備計画についての質問にお答えさせていただきます。

ご存じのように、インバウンド観光も増加している中、新たな雇用を創出する大きなチャンスではないかと私も思っております。

また、皆様もご承知のとおり、平成7年に道の駅が完成し、ことして22年目を迎えております。本村へ訪れる観光客数は、年間、平成7年度には300万人でありましたが、平成20年度以降は約400万人から450万人で推移しております。当時より100万人から150万人増加しているように思います。このうち道の駅には年間80万人の方が利用されております。このような状況でありますので、土曜、日曜、祝日には駐車場も混雑しております。

ご提案いただきました道の駅北側の屋坪に駐車場やキャンピングカー、テント張りによる利用が可能な施設を整備する案につきましては、所有者であります鳴沢村第一区のご理解の上、ことして整備予定となっております魔王天神社からの登山道整備による利用者数の動向を参考にしながら、また、あの周辺にも駐車場等もありますので、整備を検討する1つの案として、政司議員の提案を参考にさせていただきます。ただし、道の駅は長期間滞在する場所ではないため、指定管理者の農協でキャンプの禁止の注意を行い、看板も設置しております。だから、道の駅駐車場では、キャンピング、宿泊等は控えるようお願いしております。

また、既存の道の駅の駐車場は、自然公園法の規制もあり、国道から奥側に設置した経緯もあります。このようなことから、新たな駐車場整備はどうかと考えております。

つきましては、第2、第3駐車場をもっと利用し、道の駅内の

溶岩樹型や物産館、博物館などもお立ち寄りいただきたいと考えております。

また、観光拠点の整備計画につきましては、ハード面とソフト面の事業を2件計画しております。

まず、ソフト面では、山梨大学と山梨県町村会主催のシンポジウムで、地域課題解決科目で14名の学生の応募があったようですが、村内の資源・産物・文化などを調査・検証を行い、観光と農業を通じた地域活性化を推進する事業を今、進めてもらっております。その中で、11月18日土曜日ですが、フジエポックホールで発表をさせていただく予定となっております。大学生の目線から着地型観光等の、また、新たな商品づくりの提案も発表していただけたらと思っております。

ハード面としまして、NHKで放送されました溶岩樹型の特別天然記念物を活用し、近くの魔王天神社から足和田山の東海自然歩道への迂回路の整備を行い、紅葉台、道の駅周遊コースとしての本村への集客にもつなげていく事業であります。

いずれにいたしましても、先ほど言ったとおり、道の駅の施設は22年目を迎え、物産館や軽食コーナーも手狭となり、トイレの利用者も多く、各施設を根本的に見直す必要があるかと思っております。

また、ハード面の整備のほかに、農産物の生産や品物の補充体制、お客さん取り扱いなど、ソフト面の体制整備も必要です。このほか、防災・避難場所としての整備も含め、総合的に調査・研究する時期に向かっておりますので、議員の皆様からも提案、ご助言をいただきながら、施設整備を検討してまいりたいと思っております。

以上で渡邊政司議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 5番 渡邊政司君。

5 番（渡邊政司君） 5 番 渡邊政司。

今後、施設の整備を含め、道の駅を整備していくとのことですが、イベントがあるときなどは、既に第 1、第 2 駐車場ともに満車状態です。暫定処置として第 3 駐車場への誘導、看板などの整備をお願いして、質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「美しい村づくりの具体的な方策について」の質問を許します。4 番 小林昭一君。

4 番（小林昭一君） 4 番 小林昭一。

美しい村づくりの具体的な方策について、村長にお伺いいたします。

県では美しい県土づくりを目指し、県土整備部環境づくり推進室担当課を置き、自然景観だけでなく広告物に対しても構成団体のバックアップを行い、景観を保全継承するための施策の推進を行っています。

鳴沢村は富士山の目の前に位置しており、豊かな自然に恵まれています。このようなすばらしい景観の中での農作物の育成などを移住希望者へ情報発信し、アピール力を強化すれば、定住人口の増加にもつながり、また観光資源にもなると考えます。

村では平成 27 年度に景観計画を策定し、また、「まち・ひと・しごと総合戦略」の中でも自然と景観の保全について明記されていますが、具体的な保全方法や、自然と景観を生かした地方創生の取り組みについて、現在の状況と今後の展望をお答え願いたい。

以上です。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の美しい村づくりの具体的な方策についてという質問ですが、私より精通しております企画課

長より答弁をさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 企画課長。

企画課長（渡辺安司君） 小林昭一議員の質問についてお答えいたします。

要約しますと、美しい村づくりとして現在行っている事業と、今後の施策の推進についてという質問かと思えます。

初めに、質問の中にございました移住希望者という質問でございますが、現在、新規就農者として1名の方が村内で活動を行っております。

景観につきましては、皆様ご承知のとおり、本村は山梨県側の富士山の半分を有しております、また、広大な森林ですとか高原野菜の畑などの里山の景観を有しております。

従前からの規制といたしまして、自然公園法というのがございます。平成27年度には、また新たな規制といたしまして景観条例、また、県の屋外広告物条例等がございますので、その辺をご説明いたします。

まず、景観の保全につきまして、村内全域が自然公園法の普通地域、また一部が特別地域となっております。したがって、開発行為には以前から何らかのこういった規制がございます。先ほど言いました平成27年度には、景観条例を村で制定いたしまして、開発時の伐採面積が300平米以上、また、ソーラーの発電施設を設置する場合、10平米以上のものにつきましては、自然公園法より厳しい申請の届け出を村役場に出すということが義務づけられております。ただし、開発を直接抑制する強制力等はありません。

もう一つ、山梨県では、平成27年度に、村内のバイパスから道の駅までの国道139号線沿いの両側100メートルの看板を、屋外広告物条例を改正いたしまして、以前より厳しい基準

に強化しております。看板の高さ、また面積、色彩、こういったものを強化しております。このため、以前許可を得ていた看板につきましても、世界文化遺産景観形成支援といたしまして、山梨県におきまして80%の補助を実施しておりますが、以前の許可を得た看板を撤去し、また新規の看板を設置することでございますので、新たな費用が発生する場合がございます。このような関係から、現在こういった補助事業を活用する方はいない状況でございます。

このほか、総合戦略の計画の中で、村におきまして人材育成をするという目標がございまして、景観リーダーを平成31年度までに3名育成するということが計画となっております。予定では、今年度中に景観リーダーは3名育成される見込みとなっております。

今後こういった景観リーダーの育成を推進しまして、村のすばらしい景観の保全に努めていくことが、この地域の魅力を一層増します。また、ひいては定住人口の増加ですとか観光資源として重要になってくるかと思えます。引き続きこのような環境保全につきまして推進していく予定となっております。

以上で小林昭一議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 4番 小林昭一。

大まかな中での説明をいただきましたけれども、外枠で自然公園法とか景観条例とかありますけれども、村民の皆さんがどの辺まで理解しているかということも一つはあると思うんですが、景観条例についても、村の説明会があったときにも人数、参加は少なかったですけれども、もっと近くのところから、前にも村長にも質問させていただきましたけれども、美しい村づくりの村が全国にあるので、その中へ参加してはどうかという質問

をさせていただきましたけれども、村民の気持ちがそういうふうにならないとなかなかできないだろうということで、村民が意識を持つことがすごく大切だなと思うので、例えばあいている遊休地にもう少し花を植えるとか、また、看板の大きさ、色等ありますけれども、例えばデザインを統一化するとかすれば、村民にもだんだん浸透してくるのではないかなと思うんですが、なかなかいい場所に住んでいて、いい景観を持っているんですけども、私もそうですけれども、なかなか気がつかないので、ほかの人、県外者の方に話を聞いたり、吉田のほうから移住された方の話を聞くと、すばらしい村だ、景観すごいなと言ってはくれるんですけども、やはりそういう方だけでなく、本来、村に生まれて育った方にも、もう少し気づくことができるような施策を考えていただいて、景観リーダーの方も育成するようなんですけれども、またその辺も課題の一つとして協議いただいたらいいかなと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「企業誘致における工場立地基準の緩和について」の質問を許します。6番 渡邊明雄君。

6番（渡邊明雄君） 6番 渡邊明雄。

企画課長に質問いたします。

企業誘致における工場立地基準の緩和について。

山梨県の工場立地法に基づく届け出によると、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地法に基づき、一定規模以上の工場または事業所（特定工場）の生産施設や緑地等につきましては、面積の基準が定められています。また、特定工場を新設・変更しようとする場合は、この法律に基づく届け出が必要となります。受付は鳴沢村の窓口となって

おります。

鳴沢村第5次長期総合計画にもありますように、村の土地利用区分割合は約9割が山林となっております。また、同計画には、「立地条件のよさから、観光施設の建設、企業誘致による工場の立地等が今後の可能性として考えられるため、安全性の確保、環境保全の観点から、合理的な調整を図り、有効活用していく必要があります。」とあります。

村全域にもともと広大な緑地が存在していることを考えますと、合理的な調整として、工場立地の際に敷地内の緑地面積割合を緩和することも企業誘致の1つの方策になるのではないかと考えております。

上記を踏まえ、山梨県の工場立地利用基準の緩和の働きかけや、村独自の条例を策定するなどの考えはありますでしょうか。

議長（佐藤博水君） 企画課長。

企画課長（渡辺安司君） 渡邊明雄議員の工場立地基準の緩和についてという質問にお答えいたします。

質問の内容ですけれども、工場立地の際におきましては、緑地面積割合の見直しを含む条例の整備の予定はあるかということかと思えます。

国の工場立地法におきましては、製造業等の一定規模以上の工場を建設する場合、敷地面積が9,000平米以上、また建築面積が3,000平米以上、こういった工場を建設する場合におきましては、敷地全体の20%以上を緑地とする規定がございます。

ことしの4月1日から、平成29年度から地方分権の推進によりまして、町村におきましても権限委譲がございました。地域の実情に応じて緑地面積の割合を条例で定めることが可能となっております。

現在、全国では250余の市町村がこういった条例を整備しております。山梨県におきましては、南アルプス市、都留市が条例を制定されております。このほか、今年度中には山梨県内で8市町村が条例の整備を予定しているという情報がございます。

また、昨年、山梨県内に進出希望する会社の相談が県庁のほうへ80社ございました。このうち18社が県内に工場等を建設しまして、雇用も増加しているということでございます。

今後、本村におきましても、人口の減少ですとか、また税収を確保していく、こういった観点から、やはり村内に働く場所を確保していく必要があるかと思えます。また、質問でございました森林面積も、村内では約87%を占めております。

こういった実情を踏まえまして、また近隣市町村の動向、このほか村全域が自然公園法の指定を受けてございます。こういったことを総合的に勘案いたしまして、今後条例の整備を検討してまいりたいと思っております。

以上で渡邊明雄議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 6番 渡邊明雄君。

6番（渡邊明雄君） 条例を制定していただければ、大手の企業さんも限られた土地の有効活用ができるんじゃないかと思っております。企業誘致にもつながるんじゃないかと思っておりますので、期待しているところでございます。

ありがとうございました。

議長（佐藤博水君） 以上で渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、「富士芝桜まつりに伴う村内の渋滞緩和について」の質問を許します。1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 1番 三浦直樹。

富士芝桜まつりに伴う村内の渋滞緩和について。

4月中旬より5月下旬まで、毎年富士芝桜まつりが開催され、

45万人を超える入場者が訪れます。会場となる富士本栖湖リゾートまでの139号線は渋滞が続き、鳴沢村村内も土日やゴールデンウィークはひどい渋滞が起き、村民の迷惑にもなっております。臨時駐車場や河口湖駅からの会場行きバスが用意されているものの、特に人出が多い日となると、河口湖インターチェンジから会場までは、通常25分のところが3時間かかることもあるといえます。

この際、マイカー規制や河口湖インターチェンジ付近からの往復バスを設置していただくなどの対策を、主催である富士芝桜まつり実行委員会に村から働きかける必要もあろうかと思いますが、そのような考えはあるでしょうか。村長にお伺いします。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦直樹議員の富士芝桜まつりに伴う村内の渋滞緩和についてのご質問ですが、ことしもゴールデンウィークや土日において国道139号線の渋滞が特にひどく、日常生活にも支障を来している状況は存じ上げております。また、このため国道や県道を迂回し、自動車などを運転されている方も多と思います。また、救急車や消防車などの緊急車両の出動にも影響があると思っております。これらについて何らかの対策は必要と考えております。

現在、村ではバイパス以西の国道139号線の4車線化を推進するため、富士河口湖町と合同の道路整備促進期成同盟会を設置し、4車線化を関係機関へ要望活動を行っておりますが、これが相当な時間、また予算も伴うことで、相当の時間がかかろうかと考えております。

その対策として、三浦議員さんは、芝桜まつりなどの開催期間中に河口湖インター周辺からのシャトルバスの運行をして、マイカー規制をしてはどうかという提案だと思っておりますが、この1

39号線はご存じのように各種サービス業も営業しておりますし、一般のマイカーも来ております。村内の皆さんが一致してそういうマイカー規制の要望なら、会社、主催者側に要望してもいいわけですが、営業といういろいろな面の方もおろうと考えておりますので、これはもっと村内で研究、または話し合いをしていただく中で、提案等は検討させていただきたいと思っております。

余談ではありますが、あそこの北麓駐車場は富士山のマイカー規制用に使っているわけですが、ゆくゆくはあそこを富士北麓観光拠点としての駐車場として、あそこから各方面へシャトルバスで西へ行ったり、東へ行ったりという計画もあって、あそこへ駐車場を設置した経緯もあると伺っておりますので、できればそういう方法が一番いいわけですが、先ほども申しましたように、宿泊施設、いろいろなサービス業の方もおりますので、これはもう少し皆さんで検討していただいて。いつまで芝桜が成功というか繁栄しているかどうかはまだわかりませんので、もう少し時間を置いて皆さんで話し合っただきたいと考えております。

以上で三浦議員の質問にお答えさせていただきます。

議長（佐藤博水君） 1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 1番 三浦直樹。

いろいろ対応策を検討していただきましたが、実際に村民には迷惑がかかっている以上、混雑する日はあらかじめ予想できるわけですので、何らかの対策をしていただけるよう、個人で言うのは力がないと思いますので、議会を通して相手方に強く働きかけていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（佐藤博水君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月14日から18日までの5日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は6月14日から18日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は6月19日午後4時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時03分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年6月13日

議会議長

署名議員

署名議員

平成29年第2回6月19日再開

1、出席議員

1番 三浦直樹	2番 渡辺圭一
3番 小林清一	4番 小林昭一
5番 渡邊政司	6番 渡邊明雄
7番 三浦利雄	8番 小林利雄
9番 佐藤博水	10番 欠員

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺一博
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 渡辺 積
振興課長 木暮富人 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 小林昭博
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第30号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算
(第1号)
日程第4 議案第31号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第32号平成29年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第1号)
日程第6 議案第33号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特

別会計補正予算（第1号）

- 日程第7 同意第4 号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を
求める件
- 日程第8 同意第5 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第9 同意第6 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第10 同意第7 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第11 同意第8 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第12 同意第9 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第13 同意第10 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第14 同意第11 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第15 同意第12 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第16 同意第13 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 日程第17 同意第14 号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を
求める件
- 追加日程第1 同意第15 号鳴沢村副村長の選任に同意を求める
件
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後4時00分

議長（佐藤博水君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤博水君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林清一君、小林昭一君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（佐藤博水君） 日程第2、諸般の報告を行います。

平成29年第1回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

3月27日午前9時より招集され、会議が行われました。

議員15名と会議事件説明のために組合長の梶原義美組合長を初め、全執行部員の出席がありました。

本会議においては、会期が3月27日の1日間と決まりました。会議事件は5件でした。

議案第1号平成28年度一般会計歳入歳出補正予算。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ492万円を追加し、歳入歳出

それぞれ1億3,885万9,000円とする。補正内容は、一般管理費として車両重機購入基金積立金218万円、予備費として274万円の内容でした。

美化協議案第1号平成28年度美化協会計歳入歳出補正予算。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,090万円を追加し、歳入歳出それぞれを9,089万8,000円とする。

議案第2号平成29年度一般会計予算について。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,777万5,000円と定める。主な内容は、車両重機等購入基金への積立金3,126万6,000円です。

美化協議案第2号平成29年度美化協会計予算について。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,300万1,000円と定める。主な内容は、一般会計への繰出金3,260万円です。

いずれも全員の承認で可決されました。

議案第10号公平委員選任の同意の件。

富士河口湖町勝山1010番地2、倉澤傳夫氏が選任され、同意されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会の報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 河口湖南中学校組合議会、5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

3月27日午後2時より本会議が招集され、会議が行われました。

会議には、渡辺美雄議長を初め、議員14名が出席しました。

なお、欠席は井出總一議員1名でした。

また、会議事件説明のため、組合長の渡辺喜久男富士河口湖町

長と副組合長の小林 優鳴沢村長が出席するとともに、同じく副組合長の梶原義美鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合長、教育長の石川正彦氏、学校長ほかの出席がありました。

本会議においては、会議録署名議員の指名の後、会期が3月27日の1日間と決定されました。

会議事件は2件で、まず、議案第1号平成28年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算（第4号）議定については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億2,045万2,000円としたものです。補正額の全額が運転士1名の退職に伴う職員手当です。

続いて、議案第2号平成29年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出予算議定については、歳入歳出予算の総額を2億3,998万1,000円と定めるもので、前年度と比較して3,018万4,000円、14.4%の増となっています。これは、全国防災事業債等の元金分償還が開始されることに伴う公債費の増と体育館暗幕ワイヤー取りかえ工事等の皆増に伴う学校管理費の増が主な要因です。

以上2件について、審議の結果、本会議でいずれも可決されました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終わります。

議長（佐藤博水君） 次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 三浦利雄君。

議会運営委員長（三浦利雄君） 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日午後1時半より、委員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議

会事務局長及び書記の出席がありました。

委員会で決定された事項については、次の1項目です。

本日の本会議での追加事件の取り扱いは、追加日程として議題とすること。

以上であります。

以上で本日開催いたしました議会運営委員会の報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第30号平成29年度鳴沢村一般会計補正
予算（第1号）

◎日程第4 議案第31号平成29年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第1号）

◎日程第5 議案第32号平成29年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第1号）

◎日程第6 議案第33号平成29年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤博水君） 日程第3、議案第30号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）から日程第6、議案第33号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊政司君。

予算決算常任委員長（渡邊政司君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された、議案第30号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）から、議案第33号平成29年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報

告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い本日開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみを報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された4議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員出席で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号から議案第33号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第30号から議案第33号までの4件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤博水君） 起立全員です。したがって、議案第30号から議案第33号までの4件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第7 同意第4号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件

議長（佐藤博水君） 日程第7、同意第4号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第4号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡辺正士氏が6月24日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、引き続き、鳴沢村1029番地5、渡辺正士氏を選任したいと思います。

ご存じのように、人格高潔で人事行政に関し識見を有し、適任と認められますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤博水君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

-
- | | | |
|--------|-------|----------------------------|
| ◎日程第8 | 同意第5 | 号鳴沢村農業委員会委員の任命に
同意を求める件 |
| ◎日程第9 | 同意第6 | 号鳴沢村農業委員会委員の任命に
同意を求める件 |
| ◎日程第10 | 同意第7 | 号鳴沢村農業委員会委員の任命に
同意を求める件 |
| ◎日程第11 | 同意第8 | 号鳴沢村農業委員会委員の任命に
同意を求める件 |
| ◎日程第12 | 同意第9 | 号鳴沢村農業委員会委員の任命に
同意を求める件 |
| ◎日程第13 | 同意第10 | 号鳴沢村農業委員会委員の任命に
同意を求める件 |
| ◎日程第14 | 同意第11 | 号鳴沢村農業委員会委員の任命に
同意を求める件 |
| ◎日程第15 | 同意第12 | 号鳴沢村農業委員会委員の任命に
同意を求める件 |
| ◎日程第16 | 同意第13 | 号鳴沢村農業委員会委員の任命に |

同意を求める件

◎日程第 17 同意第 14号鳴沢村農業委員会委員の任命に 同意を求める件

議長（佐藤博水君） 日程第 8、同意第 5号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件から日程第 17、同意第 14号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件までの 10件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第 5号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件から、同意第 14号鳴沢村農業委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

鳴沢村農業委員会の現委員が本年 7月 19日をもって任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第 8条第 1項の規定により、委員の任命について議会の同意が必要となるものです。

新たな委員として、鳴沢村 1771番地、渡辺永幸氏。

鳴沢村 665番地、渡辺秀明氏。

鳴沢村 772番地、三浦照芳氏。

鳴沢村 4373番 2、渡辺 浩氏。

鳴沢村 3255番地、渡辺宗司氏。

鳴沢村 2526番地 4、小林芳雄氏。

鳴沢村 699の 1番地、渡辺重夫氏。

鳴沢村 3467番地 1、渡辺正人氏。

鳴沢村 936番地、渡邊つたゑ氏。

鳴沢村 5656番地、渡邊正子氏を任命するものであります。

ご存じのように、いずれの方も農業に関する識見を有するとともに、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うこと

ができ、適任と認められますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（佐藤博水君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより同意第5号から同意第14号までの10件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤博水君） 起立全員です。よって、同意第5号から同意第14号までの10件は、原案のとおり同意することに決定しました。

議長（佐藤博水君） お諮りいたします。

ただいま、鳴沢村長 小林 優君から同意第15号鳴沢村副村

長の選任に同意を求める件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、同意第15号鳴沢村副村長の選任に同意を求める件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 同意第15号鳴沢村副村長の選任に同意を求める件

議長(佐藤博水君) 追加日程第1、同意第15号鳴沢村副村長の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 同意第15号鳴沢村副村長の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

地方分権や地方行財政改革の流れを受け、村がみずからの判断で適切な村政運営並びに政策立案体制等の強化を図っていく必要があるため、平成29年6月26日より副村長を設置するもので、鳴沢村980番地4、渡邊昭訓氏を新たに副村長として選任したいと思っております。

ご存じのように、人格高潔ですぐれた識見を有し適任と認められますので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長(佐藤博水君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 討論なしと認めます。

これより同意第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤博水君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件

議長(佐藤博水君) 日程第18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長

から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（佐藤博水君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成29年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後4時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年6月19日

議会議長

署名議員

署名議員